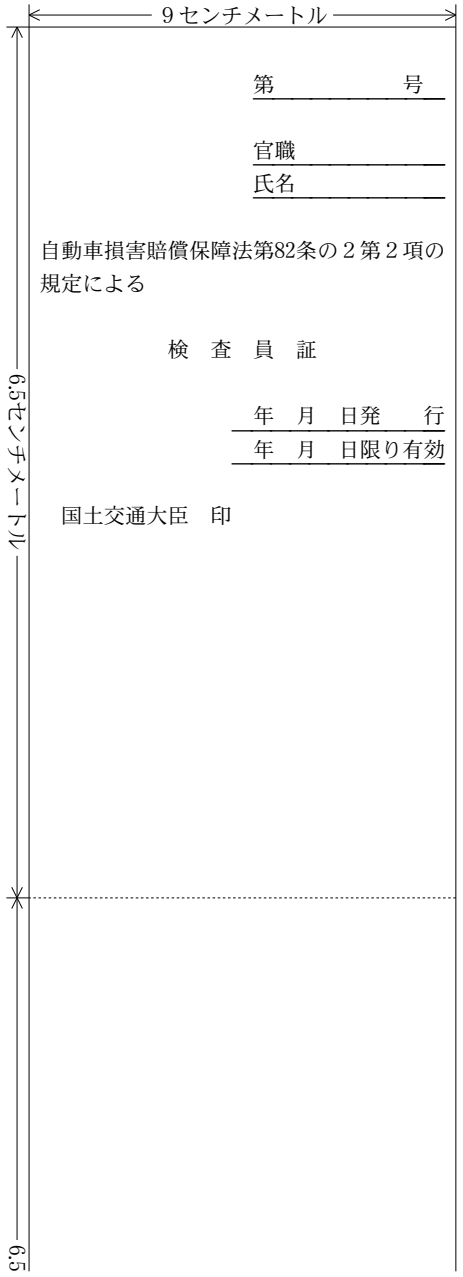
第五号様式（第三十一条の二関係）

（表）




第　　号

官職

氏名

自動車損害賠償保障法第82条の２第２項の規定による

検　査　員　証

年　月　日発　行

年　月　日限り有効

国土交通大臣　印

（裏）

自動車損害賠償保障法抜粋

第23条の２　国土交通大臣は、第11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第78条　保険会社、組合及び第10条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、第71条に規定する自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならない。

第82条の２　国土交通大臣は、第78条の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社若しくは組合に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社若しくは組合の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　第23条の２第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第五号様式（第三十一条の二関係）

（表）

9センチメートル
6.5センチメートル
6.5

第　　号

官職

氏名

自動車損害賠償保障法第82条の２第２項の規定による

検　査　員　証

年　月　日発　行

年　月　日限り有効

国土交通大臣　印

（裏）

自動車損害賠償保障法抜粋

第23条の２　国土交通大臣は、第11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第78条　保険会社、組合及び第10条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

第82条の２　国土交通大臣は、第78条の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社若しくは組合に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社若しくは組合の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　第23条の２第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。